

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【公表番号】特表2012-513159(P2012-513159A)

【公表日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2012-022

【出願番号】特願2011-542112(P2011-542112)

【国際特許分類】

H 04 N	5/225	(2006.01)
H 04 N	5/232	(2006.01)
H 04 N	5/91	(2006.01)
H 04 N	5/765	(2006.01)
H 04 N	101/00	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/225	F
H 04 N	5/225	Z
H 04 N	5/232	Z
H 04 N	5/225	A
H 04 N	5/91	J
H 04 N	5/91	L
H 04 N	101:00	

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月7日(2012.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を捕捉し、該捕捉された画像を無線通信ネットワークを介してウェブサイトへアップロードするデジタルカメラであって、

(a) 複数の場面の画像を捕捉し、対応する場面を表す画像信号を生成する画像センサと、

(b) デジタル画像を生成するよう前記画像信号をデジタル化するアナログ・デジタルコンバータと、

(c) 前記デジタル画像を記憶するメモリと、

(d) 前記メモリへ結合され、前記記憶されたデジタル画像を表示するディスプレイと、

(e) 前記ウェブサイトへアップロードされる特定のデジタル画像を選択するユーザインターフェースと、

(f) 前記選択されたデジタル画像を前記ウェブサイトへアップロードする無線モ뎀と、

(g) 電力を前記無線モ뎀及び前記ディスプレイの両方へ供給する通常電力状態と、電力を前記無線モ뎀へ供給するが前記ディスプレイへは供給しない低減電力状態とを設定する電力管理部と、

(h) 前記無線モ뎀が適切な通信ネットワークへ接続されているかどうかを決定するプロセッサと

を有し、

ユーザが転送のために画像を選択する場合に前記無線モデムが適切な通信ネットワークへ接続されているならば、当該画像は、前記通常電力状態により所定の遅延なしに転送され、前記ユーザが転送のために画像を選択する場合に前記無線モデムが適切な通信ネットワークへ接続されていないならば、当該画像は、前記低減力状態により所定の遅延の後に転送され、

前記所定の遅延は、

所定のスリープ期間の後にバッテリー充電状態及びネットワーク利用可能性を確認し、充電が完了しているか又は未使用であり且つネットワークが利用可能である場合に前記画像を転送する自動ウェイクアップを提供すること

を含む、デジタルカメラ。

【請求項 2】

前記ディスプレイは、画像の転送ステータスを示す、
請求項 1 に記載のデジタルカメラ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

バッテリー充電器 366 が接続されている場合（ブロック 170に対する“はい”）、ブロック 172で、スリープ時間が、バッテリー充電時間に基づく時間に設定される。これは、ユーザがより多くの写真を撮影することができるようするために、バッテリー充電が優先するように行われる。例えば、バッテリーが、通常は、充電するのに 2 時間かかる場合、スリープ時間は、バッテリーが完全に使い果たされているならば 2 時間に設定され、バッテリーがおよそ半分だけ充電されているならば 1 時間に設定されてよい。